

求人者・求職者の皆様へ

取扱職種の範囲等の明示

株式会社 加藤製作所

有料職業紹介事業許可番号 23-ユ-302137

職業安定法第32条の13、職業安定法施行規則第24条の5より、以下の項目を明示します。

【一般登録型】

●取扱職種の範囲等

- ・取扱職種：全職種
- ・地域：国内

●手数料に関する事項

- ・求職者から徴収する手数料等はありません
- ・求人者から徴収する手数料等については下記手数料表（消費税を除く）の通りです

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務手数料	1,000円 ※手数料負担者は 求人者 とします。
【職業紹介サービス】 求人受理後、求人者に求職紹介するサービス	成功報酬 〈期間の定めのない雇用契約の紹介の場合〉 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書に記載されている額）の 50% 〈期間の定めのある雇用契約の紹介の場合〉 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分）に支払われる賃金の内定書や労働条件通知書に記載されている額）の 50% ※手数料負担者は 求人者 とします。
【職業紹介の付加サービス】 求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス ※上記【職業紹介サービス】に加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書に記載されている額）の 50% ※手数料負担者は 求人者 とします。

※上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

取扱職種の範囲等の明示

株式会社 加藤製作所
有料職業紹介事業許可番号 23-ユ-302137

職業安定法第32条の13、職業安定法施行規則第24条の5より、以下の項目を明示します。

- 【サーチ・スカウト型】
- 取扱職種の範囲等
 - ・取扱職種：全職種
 - ・地域：国内
 - 手数料に関する事項
 - ・求職者から徴収する手数料等はありません
 - ・求人者から徴収する手数料等については下記手数料表（消費税を除く）の通りです

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務手数料	2,000円 ※手数料負担者は 求人者 とします。
特定の条件による特別求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金： 500,000円 活動1日当たり： 100,000円 成功報酬 〈期間の定めのない雇用契約の紹介の場合〉 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書に記載されている額）の 50% 〈期間の定めのある雇用契約の紹介の場合〉 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書に記載されている額）の 50% ※手数料負担者は 求人者 とします。

※上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

求人者・求職者の皆様へ

取扱職種の範囲等の明示

株式会社 加藤製作所

有料職業紹介事業許可番号 23-ユ-302137

職業安定法第32条の13、職業安定法施行規則第24条の5より、以下の項目を明示します。

【再就職支援型】

●取扱職種の範囲等

- ・取扱職種：全職種
- ・地域：国内

●手数料に関する事項

- ・求職者から徴収する手数料等はありません
- ・求人者から徴収する手数料等については下記手数料表（消費税を除く）の通りです

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	着手金： <u>30,000円</u> 相談・助言終了時： <u>30,000円</u> 成功報酬： <u>40,000円</u> ※手数料負担者は <u>関係雇用主</u> とします。
【職業紹介サービス】 求人受理後、求人者に求職を紹介するサービス	成功報酬 〈期間の定めのない雇用契約の紹介の場合〉 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間支払われる賃金（内定書や労働条件通知書に記載されている額）の <u>50%</u> 〈期間の定めのある雇用契約の紹介の場合〉 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書に記載されている額）の <u>50%</u> ※手数料負担者は <u>求人者</u> とします。

※上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

求人者・求職者の皆様へ

株式会社 加藤製作所

有料職業紹介事業許可番号 23-ユ-302137

●返戻金制度に関する事項

当事業所は、返戻金制度（紹介により就職した求職者が早期に離職した場合に手数料の一部を払い戻し制度）は以下のとおり設定しています。

「返戻金制度」

- ・ 就業開始後1か月以内の自己都合退職又は解雇の場合・・・75%払い戻し
- ・ 就業開始後3か月以内の自己都合退職又は解雇の場合・・・50%払い戻し
- ・ 就業開始後6か月以内の自己都合退職又は解雇の場合・・・25%払い戻し
- ・ 就業開始後6か月以降の自己都合退職又は解雇の場合・・・返戻金無し

以上